

新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務（令和８年度）に係る 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務（令和８年度）

2 目的

新潟市民病院（以下「本院」という。）が令和７年度に策定した「新潟市民病院収支改善計画」（以下「計画」という。）では、経費の削減および抑制対策の一環として、看護部の業務改善が位置付けられており、看護部の超過勤務を半減することを目標としている。

本業務は、病棟における業務体制や業務フロー等の見直しを行うことで、超過勤務縮減に向けた取組を推進し、患者とその家族の気持ちに寄り添った看護の提供と病院経営の健全化を両立させることを目的として委託するものである。なお、看護記録の作成が超過勤務の要因の一つであるため、その適正化及び効率化に向けた支援も目的とする。

3 業務内容

（１）業務体制や業務フロー等の効率化支援

ア 勤務時間帯における業務量の可視化及び課題抽出

イ 超過勤務縮減に向けた、業務体制や業務フローの見直し及び整理の実行支援

（２）適正かつ効果的な看護記録の作成体制の構築支援

ア 患者のアセスメントにおいて真に必要な記録作成体制の構築支援

イ 診療報酬等の算定要件を満たし、簡潔かつ効果的な記録作成の構築支援

（３）特記事項

ア 業務遂行にあたっては、必要に応じてコンサルタント自ら本院職員及び委託業者などの外部関係者と協議・調整すること。

イ 将来的に本院職員が自ら経営改善を継続できるよう、業務遂行を通じて助言・支援・育成を行うこと。

ウ 上記項目以外でも、業務改善について助言を求めることがある。

4 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和９年３月３１日までとする。

ただし、上記期間前に本業務の目的を達成する計画が提案された場合は、本院と受託者が協議のうえ、当該期間を短縮することができるものとする。

5 実施場所

本院及びその他必要と判断される場所とし、双方の合意がある場合はオンラインでの対応も可とする。

6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、本院と協議のうえ業務予定表を提出すること。
- (2) 本院が求められている「重症、専門、救急」といった役割や、病床規模、本院の医療圏の状況を前提に業務を行うこと。
- (3) 本業務従事者は、一般病床 300 床以上の公立病院（地方独立行政法人立含む）での経営改善業務の経験を有すること。
- (4) 必要に応じて本院の職員とコミュニケーションを図り、現場の状況を的確に把握すること。
- (5) 業務遂行にあたっては、受託者が過去に受託した他病院での改善事例等を参考に、受託者の創意工夫やノウハウを十分に反映させた内容の提案を行うこと。
- (6) 業務量調査を行う場合は、可能な限り本来業務に支障を与えないよう、簡易な手法で行うこと。
- (7) コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）に関する取組を徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持に留意すること。
- (8) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ、書面により本院の承諾を得なければならない。
- (9) 業務遂行の際に生じた疑義や仕様書に定めのない事項については、本院と受託者が協議し決定する。

7 成果物

実行支援報告書（データ及び紙 1 部）

業務実施に伴い作成した資料やデータも併せて提出すること。

8 情報データ等の取扱い

- (1) 情報データ等の取扱いに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本院から交付する情報及びデータ並びに本業務の遂行上知り得た情報及びデータは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件とし、受託者は情報及びデータが第三者に漏洩しないよう注意をもって取り扱うとともに、情報及びデータを本業務の目的以外の目的で利用、複写又は複製しないものとする。
- (3) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、本院に帰属し、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、本院の承諾を必要とする。